

地域公共交通網形成計画策定業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

1 業務名

地域公共交通網形成計画策定業務

2 業務場所

守山市役所ほか

3 業務の目的

高齢化の進展や交通事業者の厳しい経営状況、また環境施設付帯施設へのアクセスなど、本市が抱える多くの交通課題の解決に向けて取り組むために、策定から今年度で6年を迎える「地域公共交通総合連携計画」から、交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」への移行による策定をおこなうもの。

4 業務内容

別紙「地域公共交通網形成計画策定業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 2,720,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

7 参加資格要件

(1)実績等

ア 平成31年度守山市建設工事請負業者等受付名簿、役務委託等業務業者登録名簿または物品供給等業者登録名簿のいずれかに登録があること。

イ 平成26年4月1日以降、滋賀県内自治体が発注し、元請として告示日の前日までに完了し引渡し済みの公共交通に関する調査・分析等の業務実績を有すること。

ウ 平成26年4月1日以降、他の自治体が発注し、元請として公告日の前日までに完了した引渡し済みの地域公共交通網形成計画策定業務の実績を有すること。

(2)その他

以下の項目に該当するものは、参加資格を有しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体。

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ・ 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- ・ 暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- ・ 暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記 7 参加資格要件(1)から(3)をすべて満たすものを指名する。

9 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記 10 の提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。(消印有効ではない)

(2) 受付場所

守山市総合政策部地域振興・交通政策課

(3) 受付期間

令和元年 5 月 14 日(火)から令和元年 5 月 29 日(水)正午まで

10 提出書類

以下の書類を提出することとする。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書

(2) 提案者概要書および実施体制調書（提案様式 2、3、4）

11 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

令和元年5月29日(水)正午を提案書提出期限とする。

(2) 実施要領の入手方法

令和元年5月14日(火)、守山市総合政策部地域振興・交通政策課窓口にて配布するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限る。

(3) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実施要領』のとおり。

・実施要項発表	令和元年5月14日(火)
・質問締切	5月17日(金)
・質問回答	5月22日(水)
・提案書提出期限(必着)	5月29日(水)
・審査通知発表・発送	6月3日(月)

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書(様式7)にて、令和元5年月17日(金)までに上記9(2)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等(当日消印有効)によるものとする(提出された場合には、受信確認の連絡をすること)。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市ホームページにて5月22日(水)までに掲載する。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部地域振興・交通政策課 担当：中出・榊

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp